

集団指導

介護保険課
【計画系サービス編】

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市



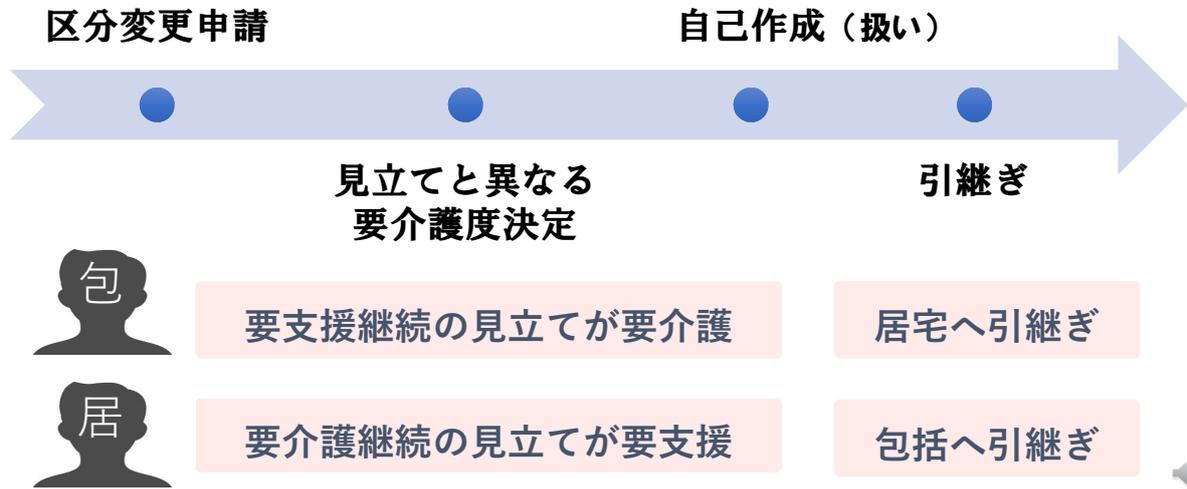
1

区分変更時の引継ぎ



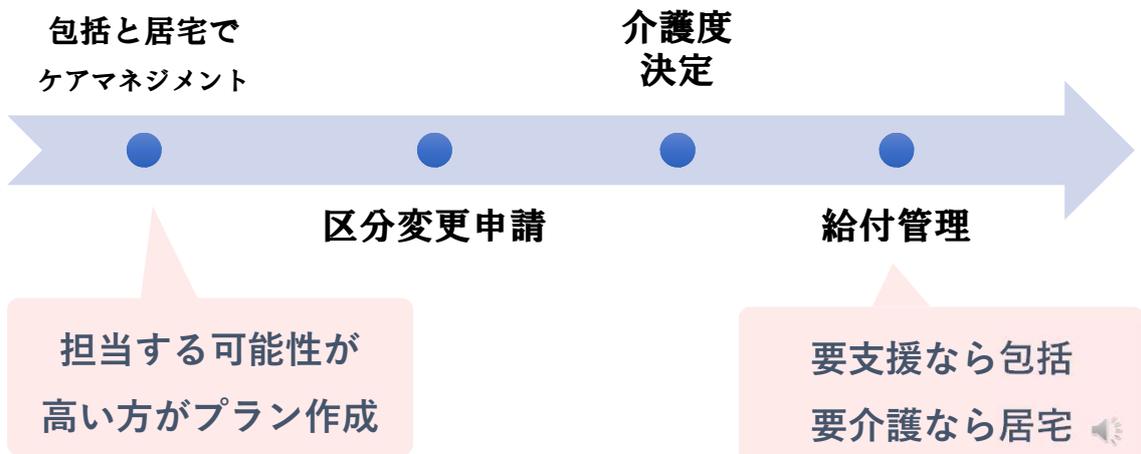
2

見立てと実際の要介護度で相違があった場合



3

要支援か要介護か判断が困難な場合



4

包括と居宅のどちらがケアプラン作成？

過去の事例

1日3回おむつ交換の身体介護が必要

✕ 包括が作成

○ 居宅が作成

スケジュール

6:00	身体介護
12:00	身体介護
18:00	身体介護

専門職として
アセスメント

5

包括と居宅のどちらがプラン作成？



依頼を受けて、担当すべき状態
像と判断された場合は、
利用者のために包括と居宅、
互いにご協力をお願いします



6

ケアプランチェックでよくある指摘事項

① 必要な情報がケアプランや支援経過に落とし込めていない

⇒本人・家族・第三者がいつ見ても理解できるよう、プランへの落とし込みをして下さい。

⇒文字での記録がないと、「していないこと」としてみなされます。

② 介護保険最新情報Vol. 9 5 8の再確認の必要性

⇒ケアプランの様式や、課題分析標準項目の一部改正について、今一度確認をして下さい。

Vol. 1 0 4 9、 Vol. 1 1 7 8において、詳しく再周知もされています。

7

ケアプランチェックでよくある指摘事項

③ ケアプランの内容が個別性に欠けている

⇒十分にアセスメントを行い、個別的・具体的なプラン作りをお願いします。

④ ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

8

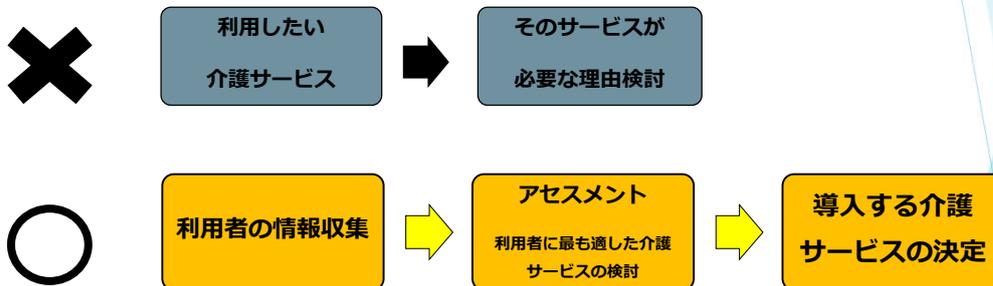
ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

○具体的なケース

- ▶ ・ 通所リハビリと訪問リハビリの慢性的な併用利用
- ▶ ・ 個別機能訓練加算等の算定要件の認識の誤り
 - ⇒利用者ごとに具体的かつ分かりやすい目標を立て、関係者間で共有してください。
 - ⇒報酬改定の際の算定要件を再確認してください。
- ▶ ・ 高齢者向け住宅に居住している利用者への画一的なサービス導入

9

サービス利用が目的となり導入までの流れが逆になっている



10

最後に

- **介護支援専門員証の更新を**忘れないようにしてください。

- ① **研修の計画的な受講**
- ② **研修後の県への速やかな手続き**

必ず有効期間内をお願いいたします。

11

- **軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付**については、

保険給付開始日 = 申請日 ※書類に不備がない場合に限る

自宅においてターミナルケアを行う場合など、
緊急に福祉用具が必要になり、確認手続きが間に合わない場合は、

窓口または電話等（閉庁日はFAX）により、

必ず事前に相談をお願いいたします。

12